

グラントワボランティア会会則

第1章 総則

第1条（名称） この会は、グラントワボランティア会（以下「ボランティア会」と称する。

第2章 目的及び活動

第2条（目的） この会は、グラントワが行う文化事業を支援し、同時に会員個々が生きがいを得ることを目的とする。

第3条（活動） この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をボランティアとして行う。

- (1) 美術館の事業に関する活動
- (2) ホールの事業に関する活動
- (3) グラントワ全体の事業に関する活動
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

第4条（会員の所属） 会員は、単独または複数のグループに所属する。

2 前項のグループは、別表1のとおりとする。

第5条（会員資格） 高校生以上の年齢で、この会則の趣旨に賛同する者は、誰でも会員になることができる。

第6条（入会及び退会） 入会希望者は、別表2に定める「入会申込書」によって申し込むものとする。

2 会員は「退会届」を提出することによって、任意に退会することができる。

第4章 組織

第7条（組織） この会の運営を円滑にするため、グループ（別表1）を組織する。

第8条（役員） 前項の組織に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) グループリーダー | 各1名 |
| (4) サブリーダー | 若干名 |
| (5) 相談役 | 若干名 |

第9条（選任等） 会長は、役員会において選出する。

2 副会長は、会長が指名する。

3 グループリーダー、サブリーダーは、各グループにおいて選出する。

4 相談役は、会長が委嘱する

第10条（職務） 会長は、会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 リーダーは、グループを総括する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはその職務を代行する。

第11条（任期） 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

- 2 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第12条（事務局） この会の事務局を、島根県芸術文化センター内に置く。

- 2 事務局は、公益財団法人しまね文化振興財団（いわみ芸術劇場）職員が担う。
- 3 事務局には次の職員を置く。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局員
 - (3) グループ担当員
- 4 事務局は次の業務を行う。
 - (1) ボランティア会の会員管理に関すること。
 - (2) ボランティア活動の年間計画、月毎の計画の連絡に関すること。
 - (3) 役員会、グループ会議ならびにボランティア会主催事業の補助。
 - (4) ボランティアルームの管理に関すること。
 - (5) 桜のオーナーの事業に関すること
 - (6) その他ボランティア会の活動に関すること。

第5章 会議

第13条（幹事役員会） 幹事役員会は、会長、副会長、事務局をもって構成する。

- 2 幹事役員会は、会長が必要に応じて招集し、役員会の原案を審議する。

第14条（役員会） 役員会は、会長、副会長、リーダー、サブリーダー、事務局をもって構成する。なお、役員会の進行は、会長が行うものとする。

- 2 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会則が定めるものの他、必要な事項を決議する。

第15条（全体会議） 全体会議は会長が必要に応じて招集する。

第6章 会員の特典

第16条（特典） この会で活動した会員は、別表3に定める特典を受けることができる。

付 則 この会則は、平成17年10月8日から施行する。

- 2 この会則は、平成20年3月9日から改正施行する。
- 3 この会則は、平成25年4月14日から改正施行する。
- 4 この会則は、平成27年4月12日から改正施行する。
- 5 この会則は、令和3年4月4日から改正施行する。